

欧州特許の地理的範囲の持続的拡大

筆者：クリストフ・ベスナール (Christophe Besnard)

欧州特許庁（EPO）に出願され、単一の審査を受ける単一の欧州特許出願を通じて、発明者と事業体は今、少なくとも46か国において特許保護を得ることができます。これは、最近、欧州特許機構と、欧州のラオスから遠く離れた場所に位置する東南アジアの国との間で締結された協定の結果です。欧州特許の有効な地理的範囲は、世界規模で広がり続けており、更に最近また、コスタリカとの別の協定が締結されたことから、範囲の拡大は止まる兆候を全く見せていません。

欧州特許の有効な地理的範囲は常に、欧州連合（EU）の境界を越えて拡大されています。これは、まさに、EUよりも大きい政府間組織である欧州特許機構に基づいた欧州特許制度の本質によるものです。当該機構は、EPOがその執行機関であり、「欧州特許（European patent）」と呼ばれる特許を付与するための単一手続によって、加盟国に特許保護を提供することを目的としています。現在、（EUの加盟国数が27であるのに対し、）当該機構は、39の加盟国で構成されています。そのため、当然のこととして、欧州特許は、ノールウェー、スイス、イギリスやトルコなどのEU外の加盟国に特許保護を与えることができます。

更に最近では、欧州特許の地理的範囲はアジアとアフリカの国まで（そして、もう直に、中米まで）更に拡大されました。そうなるために、欧州特許機構は、最初に2010年にモロッコ、次にモルドバ共和国、チュニジア、カンボジア、ジョージア、ラオス（2025年4月1日に発効）、そして、コスタリカ（2024年12月13日に締結されたが、未発効である）などの機構外の「有効化国（Validation States）」として知られている多数の国と「有効化協定（Validation Agreements）」として知られている協定を締結しました。

これらの有効化協定によれば、欧州特許は、有効化国に効力が及び、国内特許として同じ効力を有し、同じ国内法の対象となります。これは、有効化国の国内裁判所が、国内法に基づいて有効な欧州特許の取消の発行や侵害などを決定する独占的な能力を保持することを意味します。

実用的な観点から、選択された有効化国において将来の欧州特許を有効化する権利を保持するために、有効化手数料は必ず、審査の早期段階で納付されなければなりません。より具体的に、選択された有効化国への有効化手数料は、欧州特許公報において欧州調査報告の公開が掲載された日から6か月以内に、又は、欧州を指定国として指定したPCT国際出願の場合にはEPOに欧州段階への移行手続を行うための31か月の期限以内に、EPOに納付されなければなりません。これらの期間経過後に、2か月の追納期間以内に50%の割増手数料と共に有効化手数料を正当に追納することもまだ可能です。簡潔に言えば、選択された有効化国への有効化手数料（国毎に約200ユーロ）は、審査手数料と同じ期限内にEPOに納付すべきことを念頭に置くべきです。また、欧州特許が許可された後に、欧州特許の全文又は部分の翻訳文を国内特許庁に提出し、公開手数料を納付することによって、選択された有効化国における特許の有効化が可能となりました。なお、許可後に納付期限を迎える更新手数料は、有効化国に国家レベルで納付しなければなりません。

現時点で、この有効化制度は、欧州特許の所有者のみによりわずかに利用されています。ほとんどの所有者は、比較的安価であると思われるはずの手数料の納付を渋るようです。例えば、年間10万件を少しばかり上回る州特許がEPOにより許可されるのに対し、モロッコにおいて一年当たり有効化された欧州特許の件数が、2000件から2500件までの間（医薬品とバイオテクノロジー分野における特許の件数のほぼ半分）です。しかしながら、このような有効化制度の費用対効果が高いという点は考慮に入れる価値があります。特に、いくつかの有

効化国がプロセスの早い段階で重要な市場として見なされる場合には役に立ちます。